

第五次宮崎市観光振興計画策定事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

本市の観光振興の指針である第四次宮崎市観光振興計画の計画期間が令和6年度に終期を迎えることに伴い、大きく変化する社会情勢や本市を取り巻く課題に対し、マーケティングに基づき観光振興の方向性を明確にし、観光消費額増加に繋がる効率的かつ効果的な施策の展開のために、令和7年度を始期とする第五次宮崎市観光振興計画を策定する。

策定にあたっては、データ収集や分析を基にしたマーケティング戦略の構築を実施するとともに、本市が進むべきビジョンを明確にし、ビジョン実現のために取り組むべき施策を明らかにしていく。

本要領は第五次宮崎市観光振興計画策定事業業務の公募型プロポーザルによる事業者の募集に係る必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

- (1) 業務名 第五次宮崎市観光振興計画策定事業業務委託
- (2) 場所 宮崎市
- (3) 業務内容 別紙「第五次宮崎市観光振興計画策定事業業務委託仕様書」
(以下「仕様書」という。) のとおり
- (4) 履行期間 契約締結の日から令和7年3月21日(金)まで
- (5) 提案限度額 8,436,000円(消費税及び地方消費税を含む)

3 プロポーザル方式により受託候補者を選定する理由

本業務においては、価格のみによる競争では、目的を達成できない事業者が選定される恐れがあることから、専門的な知識・経験を有する事業者からの提案を受け評価し、受託候補者を選定するため。

4 公募型プロポーザルとする理由

本業務については、観光業界の最新状況に精通し、マーケティング戦略など業務の遂行に高度な知識や経験が必要とされることから、より広く提案を求める必要があるため、「公募型」とする。

5 業務スケジュール

| 実施内容 | 期日等 |
|------------------|----------------------------------|
| (1) 公募開始 | 令和6年4月1日(月) |
| (2) 参加申込書受付締切 | 令和6年4月22日(月) 開庁時間(8:30~17:15) 必着 |
| (3) 質問締切 | 令和6年4月22日(月) 閉庁(17:15) まで |
| (4) 参加資格要件確認結果通知 | 令和6年4月23日(火) |
| (5) 企画提案書等の提出締切 | 令和6年5月7日(火) 開庁時間(8:30~17:15) 必着 |
| (6) 企画プレゼンテーション | 令和6年5月9日(木) |
| (7) 審査結果通知 | 令和6年5月10日(金) |
| (8) 契約締結 | 令和6年5月24日(金) |

※ただし、各実施日については、事務の都合等により変更の可能性有り

6 参加資格要件

本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (3) 成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人、営業を許可されていない未成年者及び破産者で復権を得ない者のいずれにも該当しないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法(平

- 成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申し立てをしている者でないこと。
- (5) 宮崎市税及び国税について滞納がないこと。
- (6) 役員（法人の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）が宮崎市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 47 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団関係者ではないこと。
- (7) 参加申込書の提出期限から受託候補者の選定までの間に、本市の競争入札において指名停止措置を受けていないこと。

7 参加申込の手続き

(1) 事務局（問い合わせ先）

〒880-8505 宮崎市橘通西 1 丁目 1 番 1 号
 宮崎市観光商工部観光戦略課（担当 来住）
 電話 0985-21-1791 / FAX 0985-20-2132
 Mail : 17kankou02@city.miyazaki.miyazaki.jp

事務局（提出書類持ち込み先）

宮崎市橘通東 1 丁目 7 番 4 号第一宮銀ビル 8 階
 宮崎市観光商工部観光戦略課（担当 来住）

(2) 提出書類

| | 提出書類名 | 提出上の注意 |
|---|---------------------|---|
| ① | 参加申込書（様式第 1 号） | 契約時に使用する印鑑を押印すること。 |
| ② | 法人概要（様式第 2 号） | |
| ③ | 商業登記事項証明書又はその写し | 法務局で発行する商業登記事項証明書（令和 6 年 1 月 22 日以降に発行されたもの） |
| ④ | 宮崎市税及び国税に滞納がないことの証明 | ○宮崎市税（写し可） ※宮崎市内に本店又は支店等があり、課税がある場合 ○国税（写し可：法人税及び消費税（地方消費税含む） ※令和 6 年 1 月 22 日以降に発行されたもの |
| ⑤ | 誓約書（様式第 3 号） | 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に基づく誓約書を提出すること。 |

(3) 提出方法

持参又は郵送により、7 - (1) の事務局あて提出すること。

(4) 提出期限

令和 6 年 4 月 22 日（月）開庁時間（8:30～17:15）必着

(5) 提出部数

各書類 1 部を提出すること。

(6) 参加資格要件審査結果の通知

参加資格要件審査結果については令和 6 年 4 月 23 日（火）にメール又は文書発送にて通知する。

8 質問及び回答

(1) 質問

①質問方法 質問書（様式第 6 号）をメールにより、7 - (1) の事務局あて送信すること。
 （必ず事務局へ受信確認の連絡を行うこと。）

②質問締切 令和 6 年 4 月 22 日（月）閉庁（17:15）まで

(2) 回答

- ①回答方法 本市のホームページに掲載し、個別には回答しない。
掲載 URL : <https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/>
- ②回答日 原則、質問のあった日の翌々日までに回答（祝休日を除く）

9 企画提案書の提出

(1) 提出書類

| 番号 | 提出書類名 | 提出上の注意 |
|----|------------------------------|--|
| ① | 企画提案書（任意様式） | 作成にあたっては、別紙「仕様書」を参照すること。 |
| ② | 業務実績（様式第4号） ※実績がない場合は提出不要 | 類似業務の実績を記載すること 併せて、契約書の写し等を添付すること。 なお、契約書の写しがない場合は、契約関係を証するもの（請書・納品書・請求書・領収書の写しおよび振込が確認できる書類（通帳の写し等）の両方）を添付すること。 |
| ③ | 業務執行体制（様式第5号） | |
| ④ | 見積書（任意様式） | |

(2) 提出方法

持参又は郵送により、7-（1）の事務局あて提出すること。

(3) 提出期限

令和6年5月7日（火）開庁時間（8:30～17:15）必着

(4) 提出部数

（1）の提出書類①～④について、正本を1部、副本を8部提出すること。また、副本8部については、会社名や会社を特定される箇所を全て消して作成すること。

10 評価・選定方法

（1）公募型プロポーザル方式により、受託候補者を1者選定する。

（2）提出された書類について、プレゼンテーション及びヒアリングを以下のとおりリモート方式（WEB会議システム）にて実施する。

なお、WEB会議システムは提案事業者が準備し、アクセスに必要な情報を令和6年5月7日

（火）までに事務局まで連絡すること。期日までにアクセスに必要な情報の連絡がない場合は、辞退したものとみなす。（通信テストを前日に行うこととするが、時間については別途連絡する）

①日程 令和6年5月9日（木）（時間については別途連絡する）

②出席者 1者4拠点以内

③実施時間 1者20分程度とする（左記とは別に質疑応答の時間を5～10分程度設ける）

（3）第五次宮崎市観光振興計画策定事業業務委託選定委員会（以下「選定委員会」という。）が、提案内容の審査を行い、「第五次宮崎市観光振興計画策定事業業務委託審査基準書」に基づき採点を行う。なお、選定委員会が必要と判断した場合は、企画提案の内容について書面により質疑を行うことがある。

（4）選定委員会の委員（以下「選定委員」という。）が審査を行う際、仕様書にて求めた内容を著しく逸脱する提案がなされたと判断した場合には、その提案を除外し審査を行うことがある。

（5）プレゼンテーション審査について

①一次審査

選定委員は、企画提案書やヒアリング等に基づき、その事業者の提案を個別の審査項目ごとに採点し、全ての審査項目の採点を合計する。その合計点数を各事業者の一次審査における評価とし、選定委員ごとに合計点数の高い事業者の上位3つの事業者を選出する。

②二次審査

選定委員は、一次審査の評価に基づいて各選定委員ごとに選出された上位3つの事業者に対して、合計点数の高い事業者から順番に、1位5点、2位3点、3位1点をそれぞれ付し、その点数を各事業者の二次審査における評価とする。

二次審査において選定委員が付した点数を事業者ごとに合計し、その合計点数が最も高いものを受託候補者として決定することとする。

③その他

二次審査の評価において、事業者が得た合計点数が同点だった場合は、選定委員の多数決により、受託候補者を決定する。

- (6) 各選定委員の評価点の平均点数が 60 点未満（100 点満点）である場合は、受託候補者としては選定しないものとする。

(7) その他

次の①から④までのいずれかに該当した場合には、失格とする。

- ①提出書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③見積金額が、提案限度額を超えている場合
- ④審査の公平性を害する行為があったと本市が認める場合など

1 1 選定結果の通知・公表

(1) 選定結果の通知

選定結果は、選定作業終了後全ての提案事業者に通知する。なお、選定結果の通知については令和 6 年 5 月 10 日（金）に、書面を PDF 化したものをメールに添付、又は文書発送にて通知するものとする。

(2) 選定結果の公表

選定結果通知日の翌営業日以降に、次の項目を本市のホームページに公表する。

- ・受託候補者の名称、点数
- ・参加事業者の名称（50 音順）
（ただし、参加が 2 者の場合は公表しない）
- ・受託候補者以外の点数（点数の高い順）
（受託候補者以外の参加事業者の名称と点数は関連付けない）

(3) その他

他の参加事業者の提案内容を含む、選定結果の優劣についての問い合わせには回答しない。

1 2 契約に関する事項

(1) 契約の締結

受託候補者と本市との間で、委託内容、経費等について調整を行った上で協議が整った場合、契約を締結する。

(2) 契約保証金

契約締結にあたっては、受託者は宮崎市財務規則第 1 0 5 条の規定に基づく契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第 1 0 5 条第 1 項各号に該当するときは免除できるものとする。

(3) その他

①契約代金の支払いは、精算払いとする。

②受託候補者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を受託候補者とする。

1 3 その他

(1) 業務の一部委託について

当該業務の一部を外部に再委託する場合は、事前に発注者と協議し、書面により発注者の承諾を得なければならない。

(2) 提出書類の取り扱い

- ①提出された書類は、返却しない。
- ②提出された書類の訂正・差し替えは認めない。ただし、宮崎市から指示のあった場合は除く。
- ③提出された書類は、本プロポーザルにおける受託候補者選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、宮崎市情報公開条例（平成 14 年条例第 3 号）に基づき対応する。
- ④提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。

(3) その他

①本プロポーザルに係る費用については、全て参加事業者の負担とする。

- ②参加申込書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する時は、辞退届を提出すること。
- ③企画提案書及び見積書は、1者につき1提案に限る。
- ④提案事業者が1者のみの場合であっても、選定委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。